

薬剤管理指導料算定件数

項目の解説

薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

当院の値(単位・調査期間)

21年度 5489 件 (半年) ※

20年度 10228 件 (年間)

19年度 11284 件 (年間)

算式

実数

定義

「B008薬剤管理指導料」算定件数

外来で化学療法を行った延べ患者数

項目の解説

かつて入院が必要であった化学療法の多くが、外来で行えるようになりつつあります。これにより、通常に近い日常生活を送りながら治療を受けることができるようになり、患者のQOLが向上します。

一方、病棟における化学療法とは異なり、外来で適切に化学療法を行うには、担当の医師、看護師、薬剤師等の人的配置も含め、相当の体制整備が必要です。外来において化学療法を行える体制やスタッフ、施設の充実度を評価します。

当院の値(単位・調査期間)

21年度 5615 人(年間)

20年度 4952 人(年間)

19年度 3573 人(年間)

算式

実数

定義

「第6部 注射 通則6 外来化学療法加算」算定件数

無菌製剤処理料算定件数

項目の解説

注射薬の調剤処理は、経験豊富な薬剤師がクリーンベンチ(空気中の細菌を取り除いた空間)において行うことが望まれます。「G020 無菌製剤処理料」はそのことを評価する点数ですが、算定のためには薬剤師数の確保と充実した設備が必要となります。薬剤部の業務を評価するとともに、より高度で適切な薬物治療を提供していることを示します。

当院の値(単位・調査期間)

21年度	18824 件(年間)
20年度	19924 件(年間)
19年度	18664 件(年間)

算式

実数

定義

「G020 無菌製剤処理料」(1)(2)の合計算定件数
入院と外来の合計とします。